

名護市地域公共交通協議会規約
新旧対照表

(下線部分は、修正箇所)

修正案	現行
第1条～第2条 (略) (事業) 第3条 (1) (略) (2) (略) (3) (略) (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様____(削除)____に関する協議に関すること。 (5) 名護市運営有償運送の必要性____(削除)____に関する協議に関すること。 (6) (略) 第4条～第11条 (略) (分科会) 第12条 第3条各号に掲げる業務について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を設置することができる。 2 <u>前項の規定により設置する運賃協議分科会において、一般乗合旅客自動車運送事業及び一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する協議を行うものとする。</u> 3 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。 第13条～第19条 (略)	第1条～第2条 (略) (事業) 第3条 (1) (略) (2) (略) (3) (略) (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様<u>及び運賃・料金等</u>に関する協議に関すること。 (5) 名護市運営有償運送の必要性<u>及び旅客から収受する対価</u>に関する協議に関すること。 (6) (略) 第4条～第11条 (略) (分科会) 第12条 第3条各号に掲げる業務について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を設置することができる。 2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。 第13条～第19条 (略)

附 則 この規約は、令和 3 年 7 月 20 日から施行する。 附 則 この規約は、令和 4 年 6 月 30 日から施行する。 <u>附 則</u> <u>この規約は、令和 6 年 9 月 27 日から施行する。</u>	附 則 この規約は、令和 3 年 7 月 20 日から施行する。 附 則 この規約は、令和 4 年 6 月 30 日から施行する。 新 規
---	--